

# 参議院内閣委員会議録第十三号

(一一一)

平成十三年五月三十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十九日 辞任

久世 公堯君  
宮崎 鶴岡 富樺 練三君

補欠選任  
中原 武見 敬三君  
白浜 勉君

五月三十日 辞任  
市田 忠義君  
池田 幹幸君

補欠選任  
宮崎 秀樹君  
白浜 弘友 和夫君

五月三十一日 辞任  
市田 忠義君  
池田 幹幸君

- 委員長(江本孟紀君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
- 理事の異動について御報告いたします。
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国務大臣

国務大臣  
(国家公安委員長)

大臣  
(国家公安委員長)

村井 仁君

館野 忠勇君

中原 爽君

武見 敬三君

白浜 勉君

市田 忠義君

宮崎 秀樹君

白浜 勉君

市田 忠義君

自動車運転代行業は、昭和五十年代「ころから、移動手段として自家用自動車が不可欠な地方都市を中心に発達してきた事業であり、飲酒運転の防止に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、自動車運転代行業は、交通死亡事故の発生率が高い水準で推移しているほか、不適正業者によるタクシー事業類似行為、料金の不正収受、損害賠償保険の未加入等の問題も見受けられるところであります。

この法律案は、このような自動車運転代行業の実情にかんがみ、その業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るために所要の措置を講ずることとするものであります。

以下、「各項目」としてその概要を御説明いたします。

第一は、自動車運転代行業の定義であります。自動車運転代行業とは、他人にかわって自動車を運転する役務を提供する営業であって、「主と随伴するものである」といふに加えて、運転するものであること、二、「顧客を乗車させるものである」と、三、「常態として、営業の用に供する自動車が随伴するものである」といふに加えて、運転するものであることを意味するものであります。

第二は、自動車運転代行業の認定等についてであります。これは、自動車運転代行業を営む者の欠格事由を定め、これに該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならぬこととするものであります。また、都道府県公安委員会は、認定に際して国土交通大臣の同意を得ることとするものであります。

第三は、自動車運転代業者の遵守事項等を定めることであります。これは、自動車運転代業者に対し、交通の安全を図る観点から、安全管理者の選任、下命容認行為の禁止等について、利用者の利益の保護を図る観点から、料金及び約款の掲示、保険契約の加入等について、それぞれ義務づけるものであります。

第四は、都道府県公安委員会及び国土交通大臣の監督規定を設けることであります。自動車運転代業者等がこの法律の規定等に違反した場合に、必要な処分等を行うことができるとしているものであります。

その他所要の規定を設けることとするものであります。

この法律の施行日は、公布の日から一年を超えるところであります。

なお、昨年五月に成立した道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の附帯決議において、運転代行業について、「必要な法規制を早急に検討すること」とされています。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(江本孟紀君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終りました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

一、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案

3 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であること理由に当該免許に条件を付されているもの

第七十一条の五第五項中「七十歳」を「六十歳」に、「老齢」を「加齢」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であること理由に当該免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすわざがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

一、自動車運転代行业的業務の適正化に関する法律案

3 第八十四条第三項の大型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で肢体不自由であること理由に当該免許に条件を付されているものには、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすわざがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

第七十二条の付記中「第一百七十七条の三第一号」を「第一百七十七条の五第一号」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第一百三条第二項若しくは第三項、第一百三条の二第一項、第一百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第一百三条第三項」に改め、同条の付記中「第一項第一号、第二号及び第五号については第一百八十八条第一項第三号の三」を「第一項第一号」に、「第一百九十九条第一項第十二号」を「第一百八十八条第一項第五号」に、「第一百八十八条第一項第六号」に、「第一百八十八条第一項第三号の四」を「第一百九十九条第一項第十二号」に、「第一百九十九条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第五号」に改める。

第七十六条の付記中「第一百八十八条第一項第三号」を「第一百九十九条第一項第三号」に改める。

第七十七条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十八条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十九条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第八十条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十一条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十二条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十三条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十四条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十五条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十六条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十七条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十八条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第七十九条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第八十条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第八十一条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第八十二条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。

第八十三条の付記中「第一百八十八条第一項第十二号」を「第一百九十九条第一項第十二号」に改める。



優良運転者及び一般運転者	七十歳	満了日等の後のその者の 四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
		満了日等のその後のその者の 三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
<p>百一条第四項を「百一条第五項」に改め、「適性検査を受けた日」の下に、「海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができる者(その免許がその結果百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過しない者に限る。)に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日」を加え、同表の備考一の3中「百一条第四項」を「百一条第五項」に改め、同表の備考一の3を同表の備考一の5とし、同表の備考一の2の次に次のように加える。</p>		
<p>3 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者</p>		
<p>4 違反運転者等 更新日等までに継続して免許(仮免許を除く。)を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく命令の規定並びに重大違反及び道外致死傷者は当該期間が五年未満である者</p>		
<p>第九十二条の二第三項中「交付された免許証」の下に「(前項に規定するものを除く。)」を加える。 第九十三条第一項中「次に掲げる事項」の下に「(次条の規定による記録が行われる場合にあっては、内閣府令で定めるものを除く。)」を加え、同項第二号中「及びを「並びに」に改め、「交付年月日」の下に「及び有効期間の末日」を加え、同項第三号中「優良運転者」の下に「(百一条の二の二第一項において単に優良運転者という。)」を加え、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第三項中「様式」の下に「免許証に表示すべきもの」を加え、同条の次に次の条を加える。</p>		
<p>三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までは、備考二の次に次のように加える。</p>		
<p>四 違反運転者等</p>		
<p>（免許証の電磁的方法による記録）</p>		
<p>第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することができる。</p>		
<p>第九十四条第一項中「前条第一項に規定する事項」を「第九十三条第一項各号に掲げる事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「事項の記載」の下に「(前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録)」の間である場合におけるこの表の適用については、同表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。</p>		
<p>四 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を経過する前に次の免許を受けた者に限る。)に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けたいた期間及び当該次の免許を受けたいた期間は、継続していたものとみなす。</p>		
<p>第九十二条の二第三項中「交付された免許証」の下に「(前項に規定するものを除く。)」を加える。 第九十三条第一項中「次に掲げる事項」の下に「(次条の規定による記録が行われる場合にあっては、内閣府令で定めるものを除く。)」を加え、同項第二号中「及びを「並びに」に改め、「交付年月日」の下に「及び有効期間の末日」を加え、同項第三号中「優良運転者」の下に「(百一条の二の二第一項において単に優良運転者という。)」を加え、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同条第三項中「様式」の下に「免許証に表示すべきもの」を加え、同条の次に次の条を加える。</p>		
<p>四 違反運転者等</p>		
<p>（免許証の電磁的方法による記録）</p>		
<p>第九十七条の二 第一項中「政令で定めるところにより、」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、「一部」を削り、同項第一号中「者にあつては」の下に「当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り」を加え、「受けたもの」を受けたもの。その者が受けたいた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)に改め、同号イ中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、「七十五歳」を「七十歳」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。」を有する者で当該修了証明書を「限るもの」とし、政令で定めるものを除く。)を有する者で当該修了証明書に、「三月を経過しないもの」を「三月を経過しないもの」当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。</p>		
<p>一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの。その者が当該検査の時に受けたいた仮免許の区分に応じ大型免許又は普通第二種免許を、「仮免許」の下に「(大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては、大型仮免許)」を加える。</p>		
<p>第九十六条の二中「普通免許」の下に「、大型第二種免許又は普通第二種免許を、「仮免許」の下に「(大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては、大型仮免許)」を加える。</p>		
<p>四 大型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第一百一条第一項の免許の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超えて一年を経過しないもの。その者が受けたいた免許又は普通仮免許のいすれかに係る前条第一項に規定する</p>		











る部分を除く。)若しくは同法第七十五条の二第一項(同法第二十二条の二第一項、第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者。

三 最近二年間に第二十三条第一項、第四十条第一項又は第二十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反する行為をして、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行う者があると認められるに足りる相当な理由がある者

五 営業に関する相当な理由がある者未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であって、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

六 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が第十二条の国土交通省令で定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者

七 第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十四条の二第一項に規定する安全運転管理者及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十四条の二第四項に規定する副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いきなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

(認定)

自動車運転代行業を営もうとする者は、その前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。(この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 第十二条に規定する措置

四 安全運転管理者等の氏名及び住所

五 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

六 隨伴用自動車に関する事項であつて政令で定めるもの

二 第三条各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

二 公安委員会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第八条 自動車運転代行業者は、第五条各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更した後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会)に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を提

4 公安委員会は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第五条 前条の認定を受けた者は、認定証の交付を受けたときに、該当するときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合においては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定証の掲示義務)

第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたこと。

二 第三条各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

二 公安委員会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第八条 自動車運転代行業者は、第五条各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所を変更したときは、変更した後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会)に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を提

3 公安委員会は、前二項の規定による認定証の返納があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十条 自動車運転代行業者は、自己の名義をもつて、他人に自動車運転代行業を営ませてはならない。

(料金の掲示)

第三章 自動車運転代行業者の遵守事項等



第一項 第五十一条第一項	第五十二条第一項 第五十三条第一項	行為による措置(前条第一項の規定による移動を含む。)が採られた場合において、当該放置行為に係る車両(以下「放置車両」という。)の使用者(当該放置車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該放置車両につき放置行為		
第六十六条の二 第一項	第五十八条の四	第五十八条の四の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地
第七十四条第一項	第七十四条の二 第一項	第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地
第七十四条第一項	第七十四条の二 第二項	第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地
第七十四条第一項	第七十四条の二 第四項	第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地
第七十四条第一項	第七十四条の二 第五項	第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地
第七十四条第一項	第七十四条の二 第六項	第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	主たる営業所の所在地

第一項 第七十四条第一項	第二項 第七十四条の二	第三項 第七十四条の二	車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者		
			車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される次条第四項に規定する副安全運転管理者		
第二項 第七十四条の二	第三項 第七十四条の二	第四項 第七十四条の二	第五項 第七十四条の二	第六項 第七十四条の二	
第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	自動車の使用は、安全運転管理者	自動車の使用者は(道路運送法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を經營する者を除く。以下同じ。)及び貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠	自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業の営業所	
第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	自動車の安全な運転を	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転(以下この項及び第六項において単に「自動車の安全な運転」という。)を	自動車運転代行業者は、代行運転自動車又は随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される車両	
第六十六条の二の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両の使用の本拠の位置に車両の使用者に	自動車運転代行業者に	自動車の使用者は、安全運転管理者	自動車運転代行業者は、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一項に規定する安全運転管理者(以下単に「安全運転管理者」という。)	安全運転管理者等が運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第四項に規定する副安全運転管理者をいう。以下同じ。)が	

				自動車の使用者	自動車運転代行業者
第七項及び第八項	第七十四条の二	第七十五条第一項	第七十五条第二項	自動車(その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」というのは、その者の業務に関し、自動車の運転者)	自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等は、その自動車運転代行業の業務に関し、自動車(代行運転自動車については、第五号及び第六号に掲げるものを除く。)駐停車違反行為(第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為)
第七項及び第十項	第七十五条第九項及び第十項	第七十五条付記	第七十五条の二第一項	自動車の使用者	自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等は、その自動車運転代行業の業務に関し、自動車運転代行業者
第一項	第一項	第一項	第一項	自動車の使用者	自動車運転代行業者
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	自動車の使用者に係る	自動車運転代行業者に係る
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	当該使用者に係る	当該使用者に係る
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	当該使用者の本拠の位置	主たる営業所の所在地
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	当該使用者に対し	当該自動車運転代行業者に対し
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	使用者ができる。	自動車運転代行業者ができる。ただし、当該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が行う最高速度違反行為、駐停車違反行為又は過労運転である場合は、その限りでない。
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	放置行為	放置行為
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	駐停車違反行為	駐停車違反行為
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	第一項の規定の違反となるような行為をし	第一項の規定の違反となるような行為をし
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。(をし、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項、第六項又は第八項の規定による措置が採られ	第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車が同項の規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。(をし、当該自動車につき、前項において準用する第五十一条第三項、第六項又は第八項の規定による措置が採られ
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項の義務等第一項第二号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

	第一百七十七条の二第一号				
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	自動車の使用者に係る	自動車運転代行業者に係る
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	当該使用者の本拠の位置	主たる営業所の所在地
第七十五条第一項	第七十五条第二項	第七十五条第三項	第七十五条第四項	当該使用者に対し	当該自動車運転代行業者に対し



前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運輸代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七条の二第一号及び第三号、第七十七条の四第四号から第六号まで、第七十八条第一項第四号並びに第七十九条の二第一項第三号、第七十条第一項の規定を適用する。

3 自動車運輸代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十条の二第五項の規定は、適用しない。

4 自動車運輸代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十一条第一項第七号に規定する駐停車違反行為（同号に規定する放置行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十一条の四、第七十五条第一項第七号及び第二項、第七十五条の二第一項、第七十五条の八第三項並びに第七十九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

#### 第四章 監督

##### （帳簿等の備付け）

第二十二条 自動車運輸代行業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、その運輸代行業務従事者の名簿その他のその者による自動車の運転に関する帳簿又は書類で國家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

2 前項に規定するもののが、自動車運輸代行業者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿その他の代行運輸業務の提供に関する帳簿又は書類で国土交通省令で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。（報告及び立入検査）

第二十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運輸代行業を営む者

に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは

関係者に質問させることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運輸代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求める、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

の法律に基づく命令の規定（第十一條、第十二条、第十三條第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第一項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。）に違反し、又は運輸代行業務に

しくは第八十条第一項の規定に違反した場合において、自動車運輸代行業の適正な運営が害されると認められるとき、又は自動車運輸代行業者が前条第二項の規定による指示に違反したときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に對し、前項の規定による命令をすべき旨を要請することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（営業の停止）

第二十三条 公安委員会は、自動車運輸代行業者又はその安全運転管理者等若しくは運輸代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定（次項に規定するものを除く。）に違反し若しくは運輸代行業務に関する命令の規定（同法第七十四条の二（第五項を除く。）及び第七十五条第一項第一号及び第二号において同じ。）に違反し、又は運輸代行業務に関し特定期間内に違反し若しくは運輸代行業務に関する命令の規定（次項に規定するものを除く。）に違反し若しくは運輸代行業務に関する命令の規定（同法第二十二条の二第一項、第五十二条の四（同法第二十二条の二第一項、第五十二条の四（同法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）及び第七十六条第一項（第五号及び第六号を除く。）及び第七十七条第一項（第五号及び第六号を除く。）の規定による指示に違反した場合において自動車運輸代行業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、政令で定める基準に従い、当該自動車運輸代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運輸代行業の全部又は一部の停止を命ぜることができ。）

十三條第一項若しくは第八十条第一項の規定に違反した場合において自動車運輸代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は自動車運輸代行業者が前条第二項の規定による指示に違反したときは、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に對し、前項の規定による命令をすべき旨を要請することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（営業の廃止）

第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運輸代行業の廃止を命ずることができる。

一 第五条第三項の規定による通知を受けて自動車運輸代行業を営んでいる者

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（処分移送通知書の送付等）

第二十五条 公安委員会は、自動車運輸代行業を営む者に対し、第二十二条第一項の規定による指示又は第二十三条第一項若しくは前条第一項の規定による命令をしようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二号に掲げる者ほか、第三条各号（第六号及び第七号を除く。）のいずれかに該当する者で自動車運輸代行業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（処分移送通知書の送付等）

第二十五条 公安委員会は、自動車運輸代行業を営む者に対し、第二十二条第一項の規定による指示又は第二十三条第一項若しくは前条第一項の規定による命令をしようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 国土交通大臣は、自動車運輸代行業者又はその運輸代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくは運輸代行業務に關する命令の機会の付与を終了している場合を除き、速やかに現に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付され

たときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を交付した公安委員会は、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び前条第一項の規定にかかるわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 自動車運輸代行業者又はその安全運輸管理業者等若しくは運輸代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又は運輸代行業務に関し特定道路交通法令に違反した場合において、自動車運輸代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき、当該自動車運輸代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。

二 自動車運輸代行業者又はその安全運輸管理若しくは運輸代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、若しくは運輸代行業務に関し特定道路交通法令若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第二十二条の二第一項、第五十二条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十六条の二第一項の規定による指示に違反した場合において自動車運輸代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、自動車運輸代行業者が第二十二条第一項の規定による指示に違反した場合又は国土交通大臣から第二十三条第一項の規定による要請があつた場合 同条第一項の政令で定める基準に従い、当該自動車運輸代行業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車運輸代行業の全部又は一部の停止を命ずること。

三 前条第一項各号のいずれかに該当する者がある場合 その者に対し、自動車運輸代行業の廃止を命ずること。

（方面公安委員会と国土交通大臣との協力）

第二十六条 公安委員会及び国土交通大臣は、自動車運輸代行業の業務の適正な運営の確保に關し、相互に協力するものとする。

**第五章 雜則**

（方面公安委員会への権限の委任）

第二十七条 この法律に規定する道公安委員会の権限は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

（地方運輸局長等への権限の委任）

第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

（経過措置）

第二十九条 この法律の規定に基づき政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置・罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。(命令への委任)

（第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。第三十五条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。第三十六条 第二項の規定による認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。第三十七条 この法律の施行の際現に自動車運輸代行業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前に第五条第一項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第三十八条 第二項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第三十九条 この法律の施行の際現に自動車運輸代行業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前に第五条第一項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第三十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国土交通省令又は国家公安委員会規則で定める。

（第六章 罰則）

第三十一条 第二十二条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第二項第一号若しくは第三号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

（第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。第三十五条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。第三十六条 第二項の規定による認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。第三十七条 この法律の施行の際現に自動車運輸代行業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前に第五条第一項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第三十八条 第二項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第三十九条 この法律の施行の際現に自動車運輸代行業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前に第五条第一項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第四十条 この法律の施行の際現に自動車運輸代行業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月を経過する日(その者がその日以前に第五条第一項の規定による申請書を提出した場合は、同年の日)までの間は、第四条の認定を受けないで、引き続き当該自動車運輸代行業を営むことができる。第四十一条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提示した者又は同条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。第四十二条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。第四十三条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提示した者は、三十万円以下の罰金に処する。第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

〔第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項  
第四号〕とあるのは「第四号」と、同表の第一百  
八条第一項第四号の項中「第一百八條第一項第  
四号」とあるのは「第一百八條第一項第三号の  
三」と、「第七十五条(自動車の使用者の義務等)  
第一項第二号」とあるのは「第二号」と、同表の  
第一百八條第一項第五号の項中「第一百八條第一  
項第五号」とあるのは「第一百八條第一項第三  
号の四」と、同表の第一百九條第一項第十一号  
の項中「第一百九條第一項第十一号」とあるのは  
「第一百九條第一項第十一号」と、同表の第一百  
九條第一項第十二号の項中「第一百九條第一項  
第十二号」とあるのは「第一百九條第一項第十二  
号の二」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、この法律の施行の状況につい  
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ  
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす  
る。

平成十三年六月七日印刷

平成十三年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E